平成２６年度　第１回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会　議事概要

１　会議の名称　平成２６年度第１回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

２　開 催 日 時　平成２６年６月３０日（月）午前９時３０分から午前１０時５０分

３　開 催 場 所　千葉市中央コミュニティセンター８階　千鳥・海鴎

４　出 席 者　【委員】

太田俊己委員（専門分科会長）、山浦衛委員、池田孝子委員、小野満佐子委員、
織田三郎委員、木村章委員、上妻陽子委員、清水幸子委員、中溝明子委員、
畠山一雄委員、日暮規夫委員、宮元純子委員

【事務局】

片桐こども未来部長、植草こども企画課長、渡邉健全育成課長、
丸山こども家庭支援室長、松尾保育支援課長、若菜保育運営課長、高須児童相談所長、
伊藤担当課長

５　議題及び報告事項

議題　（１）会長職務代理者の選任について
（２）子ども・子育て支援新制度における認可基準、運営基準等に係る条例案について
（３）里親認定の適否について

６　議事の概要

議題

（１）会長職務代理者の選任について

太田会長が、会長職務代理者に山浦委員を指名した。

（２）子ども・子育て支援新制度における認可基準、運営基準等に係る条例案について

事務局から、子ども・子育て支援新制度における認可基準、運営基準等の位置づけ及び条例案について説明があり、認定こども園の認可権限、国基準に上乗せする市基準について、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室の関係等、質問・意見が示された。

（３）里親認定の適否について【非公開】

事務局から、養育里親１件、親族里親２件の里親候補者について説明があり、それに対し、各委員から里親候補者の状況について等、質問が示された。審議の結果、「適格」として答申することを決定した。

７　会議の経過

司　　会：　大変お待たせいたしました。予定の時刻となりましたので、只今から、平成26年度第１回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、こども企画課課長補佐の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日、机上にお配りしましたものとして、次第、委員名簿、席次表、それと資料２、議題（３）の里親認定の適否について。以上を本日お配りしまして、資料１につきましては、事前に配付をさせていただいております。不足等がございましたら、事務局からお渡ししますのでお申しつけください。事前にお渡ししたものも含めて、不足等はありますでしょうか。資料１－１、１－２、１－３を事前お配りしております。大丈夫でしょうか。

なお、資料２につきましては、個人情報を保護する観点から、会議終了後、回収させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

次に、傍聴に当たっての注意事項を申し上げます。入室の際に配布しました傍聴要領の記載事項に違反したときは、退出していただく場合がございますので、ご注意願います。

当会議の公開、議事録の公表についてですが、里親及び里子に関する事項及び処遇検討部会の開催状況につきましては、平成12年の分科会におきまして原則非公開の決定をいただいております。これに従いまして、本日の議題（３）里親認定の適否につきましては、非公開とさせていただきます。

続きまして、本日の委員の皆様の出欠状況でございます。全委員15名のうち12名の方にご出席いただいております。このため、当分科会委員の過半数に達しておりますので、当会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、千葉市民間保育園協議会会長、山﨑委員、千葉市医師会、今田委員、千葉労働局総務部企画室長、堀内委員、以上の３名の方から、ご欠席の旨連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

ここで、今回、千葉市社会福祉審議会委員に変更があり、当分科会におきましても、４名の方が変更となりましたので、新たに委員となられました方のご紹介をさせていただきたいと存じます。お名前を呼び上げさせていただきますので、恐縮でございますが、その場で一旦ご起立いただきますようお願いいたします。

初めに、千葉市議会議員教育未来委員会委員長、山浦衛様。

山浦委員：　山浦衛です。よろしくお願いいたします。

司　　会：　千葉市ＰＴＡ連絡協議会副会長、上妻陽子様。

上妻委員：　上妻陽子です。よろしくお願いいたします。

司　　会：　千葉市小中学校長学校運営協議会、磯辺中学校長、清水幸子様。

清水委員：　清水幸子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司　　会：　同じく、小谷小学校長、宮元純子様。

宮元委員：　宮元純子です。よろしくお願いいたします。

司　　会：　ありがとうございました。

それでは、ここで、本来であれば、こども未来局長の川上よりご挨拶をさせていただくところですが、急遽、所用が入りまして、本日は欠席でございますので、こども未来部長の片桐よりご挨拶を申し上げます。

片桐部長：　おはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。また、日頃より、皆様方におかれましては、千葉市の児童福祉の推進にあたりまして、ご尽力、お力添えを賜っておりますことを、この場をおかりいたしまして、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

本日、お手元の次第にございますけれども、来年４月から施行になります、子ども・子育て支援新制度における認可基準、そして運営基準、これを規定いたします条例案、９月の市議会に上程をする予定を考えておりますけれども、その審議に当たって皆様からご意見を賜りたく、また、（３）の里親の認定の適否、こちらについても皆様から、それぞれ忌憚のない専門的なお立場からご意

見を賜りたく、ご審議をお願いするところでございます。

引き続き、千葉市の子ども・子育て支援施策の推進に、ご支援、ご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私の挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司　　会：　続きまして、太田会長様よりご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いします。

太田会長：　皆様、おはようございます。月末の月曜日の午前中という大変にお忙しい時期にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

今日、先ほど部長さんからご挨拶がございましたように、新制度の条例案に関するというところがメインの議題になってまいります。私に関わることでございますけれども、昨日、その新制度の中に保育教諭という新しい職種ができたわけですけれども、それに関しまして養成校の養成課程の研究会というのが立ち上がりまして、その設立総会に行ってまいりました。

話題になってまいりましたのが、やっぱり養成校として４年間なり２年間の中で、保育教諭としてどういう資質を備えた方々を育てるのかとか、その内容のカリキュラムの話題。それから、現職の方々に関しましても、やっぱり研修をそれなりに担うべき養成校の立場があるのではないかと。専門性を向上するために現職の方々の研修についても話が出てまいりました。

今日はそういう話にはならないかと思いますけれども、第三者評価に関しましても、この世界でも通用するようにならないといけない。そんな見通しもないということも語られた次第でございます。

新制度に関しまして、そろそろ、色んな動きが見えてきたような情勢だなということを痛感している次第でございます。

ともあれ、本日は子ども・子育て支援新制度におきましての認可基準、運営基準等にかかわる条例案につきましてご審議をいただくことになっております。大変重要な案件でございますので、それぞれの委員の皆様方の専門的なお立場から、貴重なご意見を賜れればというふうに存じます。何とぞ、ご協力賜りますよう、お願い申し上げまして、ご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司　　会：　ありがとうございました。

議題　（１）会長職務代理者の選任について

司　　会：　これより議事に入らせていただきます。

太田会長、よろしくお願いいたします。

太田会長：　では、早速でございますけれども、会を進めさせていただきたいと思います。

議題（１）の会長職務代理者の選任についてに移りたいと思います。

事務局から、職務代理者の選任方法につきまして、ご説明をお願いいたします。

植草課長：　皆さん、おはようございます。こども企画課の植草と申します。よろしくお願いします。

会長職務代理者の選任方法について、ご説明を申し上げます。

会長職務代理者につきましては、要綱の第２条第４項の規定によりまして、会長の指名となっております。よろしくお願いいたします。

太田会長：　只今の説明によりますと、会長職務代理者に関しましては、私、会長指名ということでございます。私といたしましては、市議会の教育未来委員会の委員長でございます山浦衛委員さんに、その職をお願いいたしたいというふうに思います。ご了承いただければと思いますが、よろしくどうぞ。

（「異議なし」の声あり）

太田会長：　ありがとうございました。

それでは、山浦委員さんには、こちらの席にお移りいただきまして、落ちつきましたら、ご挨拶をいただければと思います。では、よろしくお願いいたします。

山浦委員：　どうも、皆様、おはようございます。

ただいま、太田会長からご指名をいただきました、教育未来委員会の委員長を務めております山浦衛と申します。よろしくお願いいたします。

会長職務代理に当たりまして、一言、ご挨拶をさせていただきます。

昨今、新聞やテレビなどを通じ、児童に関する痛ましい事件・事故が数多く報じられている中、当分科会は、児童の福祉に関する様々な　事案の調査・審議や里親の認定に関する討議など、児童福祉の充実・向上のために果たしている役割は大きいものと感じております。

会長職務代理に任命されたことを重く受けとめまして、太田会長を補佐して、皆様とともにスピーディな会の運営に務めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

太田会長：　ありがとうございました。何とぞ、お力添えのほど、よろしくお願いいたします。

議題　（2）子ども・子育て支援新制度における認可基準、運営基準等に係る条例案について

太田会長：　引き続きまして、議題（2）子ども・子育て支援新制度における認可基準、運営基準等に係る条例案についてに移りたいと思います。

事務局から、ご説明のほど、お願いいたします。

松尾課長：　おはようございます。保育支援課の松尾でございます。着座にて説明させていただきます。

それでは、１枚おめくりいただきまして資料１－１になります。子ども・子育て支援新制度における認可基準、運営基準等の位置づけについて、まず、ご説明をいたします。その後、資料１－２によりまして、条例制定の内容につきまして、ご説明を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、子ども・子育て支援新制度における認可基準、運営基準等の位置づけについて、ご説明申し上げます。

まず、１番の条例制定の背景・経緯のアになりますが、平成24年８月に子ども・子育て関連３法、これは、子ども・子育て支援法、認定こども園法の改正、関係法律の整備に関する法律、この３法が成立いたしまして、子ども・子育て支援新制度が平成27年４月１日から施行されることに伴いまして、新たな施設の設備運営の基準等について、自治体の条例で制定することとされました。

イにありますように、新制度は幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくことを目的としております。その新制度の目的と取組みにつきましては、下の表をご覧ください。上の段から、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供を目的とし、その取組みにつきましては、「幼保連携型認定こども園」について、認可・指導監督の一本化等、制度の改正により幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園の普及を進めることとしております。

次に、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とし、その取組みにつきましては、一時預かり事業など13事業を「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけ、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるとしております。

最後に、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善を目的とし、その取組みは、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付として施設型給付及び、都市部における待機児童解消などを推進するため、家庭的保育などの少人数の保育などを行う地域型保育給付を創設するとしております。

新制度の全体像といたしましては、＜参考１＞の表をご覧ください。全体像といたしましては、子ども・子育て支援給付と地域子ども・子育て支援事業の二つの柱に大きく分かれております。

まず、左側の子ども・子育て支援給付には、施設型給付と地域型給付と児童手当がございます。施設型給付は、認定こども園、幼稚園、保育所の施設に対して給付を行うもの。また、地域型保育給付につきましては、一番下の＜参考２＞の表をご覧ください。この地域型保育給付には四つの事業がございます。

まず、一つ目として、定員６人から19人で家庭的保育に近い雰囲気の中で行う「小規模保育事業」。二つ目として、定員５人以下で、保育者の居宅において実施される「家庭的保育事業」。また、三つ目として、企業が従業員の子どものほか、地域の保育を必要としている児童に対して実施する「事業所内保育事業」。最後に、保育を必要とする児童の居宅で保育を実施する「居宅訪問型保育事業」、この四つが、地域型保育給付となっております。

全体像の表の右に戻りまして、地域子ども・子育て支援事業ですが、これは子育て支援コンシェルジュなどの利用者支援事業や一時預かり事業など、合わせて13事業が子育て支援事業として位置づけられております。

次に、資料１のＡ３の右側の方です。（２）新制度に向けて市町村が条例で定める基準につきましてですが、大きな表示としてアとイに分けてございます。

まず、ア　認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業に関する基準でございますが、（ア）の認可基準です。aといたしまして、新制度においては、認定こども園のうち「幼保連携型認定こども園」については、認可権限がこれまで都道府県にございましたが、それが政令市、中核市に移譲されることに伴いまして、認可基準を条例で定めるとされたものでございます。

参考ですが、認定こども園には、四角で囲んであるところにありますとおり４類型あります。それは、まず、①幼保連携型認定こども園。これは、幼稚園でもなく保育所でもなく、単一の施設としての認可施設となり、市が認可することとなります。次に、②幼稚園型とありますが、これは幼稚園の認可を持つ認定こども園ということになりまして、認定するのは県でございます。③保育所型になります。保育所型は、保育所としての認可を持つ認定こども園。これも、認定は県が行います。最後に④地方裁量型ですが、これは認可外の認定こども園となり、認定は県でございます。

続きまして、（ア）、ｂの「地域型保育事業」ですが、先ほど説明しました左の表の一番下の四つの事業になりますが、これらの事業は市の認可事業となりますことから、認可を行うため、認可基準を条例で定めることとされました。

次に（イ）の運営基準ですが、認定こども園、幼稚園、保育所に対する施設型給付と、四つの事業からなる地域型保育給付が創設されたことに伴いまして、これらが給付の対象となることを確認するための運営基準を、市が条例で定めることとされました。分類と主な事項については、以下の表に示してありますのでご覧ください。

まず、一番上の段から、利用開始に伴う基準といたしましては、内容・手続の説明、同意、契約や応諾義務などがございます。真ん中の段に移りまして、教育・保育の提供に伴う基準といたしましては、幼稚園教育要領、保育所保育指針等にのっとった教育・保育の提供や、子どもの適切な処遇などがあります。管理・運営に関する基準では、施設の重要事項を定めた運営規程の策定、提示、会計処理などの報告が主な事項となっております。

次に、大きなイの放課後児童健全育成事業の（ア）設備・運営基準についてですが、子ども・子育て支援法第６条によりまして、児童福祉法第34条の８の２が新設されまして、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について条例で基準を定めることとされましたことから、条例化するものでございます。

（３）の国基準を踏まえた条例の策定についてですが、平成26年４月、国から、これらの基準を定める条例の制定に当たっての基準となる内閣府令及び厚生労働省令が示されたことから、これを踏まえた条例を制定していきます。国

基準では、①従うべき基準と②参酌すべき基準とがあり、必ず適合しなければならない従うべき基準。上回る内容を定めることは許容されます。また、参酌すべき基準、地域の実情に応じて異なる内容（下回る内容を含む）を定めることが許容される。この二つを踏まえまして、条例の上乗せについての説明をしていきたいと思います。

それでは、１枚おめくりいただきまして、資料１－２、１、各条例案における上乗せ等の概要について、項目ごとに説明をいたします。

初めに、（１）認可基準条例をご覧ください。

アの千葉市幼保連携型認定こども園と学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例案です。市の基本的な考え方ですけれども、本市の現行実施しております保育水準を維持確保するという考えのもと、国と異なる上乗せ基準を設定しております。ただ、上乗せ基準と申しましても、あくまで現行の市保育認可基準と同等の水準までの上乗せとなっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

初めの項目は、乳児室、ほふく室面積でございます。区分は従うべき基準です。国基準では、乳児室1.65平米、ほふく室3.3平米ですが、市の基準では、乳児室及びほふく室3.3平米といたします。特記事項にも書いてございますが、生後ほふくする時期というのは個人差があるため、初めから3.3平米ということで面積を確保するようにということです。これは、市の保育所の認可基準と同様でございます。

次に、遊戯室ですが、区分は従うべき基準でございます。国では、保育室との兼用可としていますが、市基準では定員60人未満の場合のみ保育室との兼用可としているものでございます。これは、３歳以上児が複数のクラスとなる保育所の場合、集団で保育を行う場合等に遊戯室が必要となることから、60人以上の施設については保育室との兼用を不可とするものです。これにつきましても、市の保育所認可基準と同様でございます。ただし、既存施設から移行する施設につきましては、建築上の制約等から基準に則した運用がかなわないケースも想定されることから、経過措置を設けることといたします。

次に、１・２歳児にかかわる保育教諭配置です。区分は従うべき基準となります。国基準は、園児６人に１人ですが、市基準では５人に１人としておりま

す。これにつきましては、運動機能や生活面において未熟な部分が多く、保育者の援助をより多く必要とする１・２歳児につきましては、園児５人に対し保育教諭１人を配置するというものです。こちらも、市保育所認可基準におきまして、保育の質の向上を図る観点から、既に１・２歳児について幼児５人に対し、保育士１人を定めております。それを引き継ぐものでございます。ただし、既存施設から認定こども園に移行する場合につきましては、これまでの経緯とともに、経費や保育教諭の確保の観点から、基準に則した配置がかなわないケースも想定されることから、経過措置を設けることとしたものでございます。

次に、３歳以上児への食事についてですが、区分につきましては、従うべき基準です。国基準では、外部搬入可としておりますが、市基準ではあらかじめ市長との協議の義務づけを行うものです。これにつきましては、食育を推進するとともに、アレルギー児にきめ細かく対応するために、３歳以上児の食事を外部搬入する場合に、事前に市に協議を行うことを義務づけるものでございます。こちらにつきましても、市の保育所認可基準と同様とするものでございます。

次に、３歳以上児の学級の編制ですが、区分は従うべき基準です。国基準では、１学級35人以下としておりますが、３歳児の学級編制では30人以下といたします。４・５歳児に比べ、より多くの援助を必要とする３歳児の教育時間における学級編制について、１学級について30人以下とするものです。これにつきましては、現行の県基準と同様にするものでございます。

表の一番下の非常災害対策ですが、これは本市独自の基準ということになります。内容は、設備設置、災害に対する計画、月一回の訓練の実施、非常用物資の確保に必要な措置を講ずるよう努めるとしたものでございます。こちらにつきましては、東日本大震災の訓練を踏まえまして、利用者の安全確保に努めるもので、全庁的な取り組みといたしまして、条例で基準を定める全ての福祉施設で同様の基準を規定しておりますことから、基準を設けるものでございます。

次に、表のＡ３右側のイに移ります。

イ、千葉市家庭的保育事業等の設備・運営に関する基準を定める条例（案）についてですが、本市の考え方についてですが、こちらにつきましても、本市

の保育水準を維持・確保するという考えのもと、国と異なる基準を設定するものでございます。

（ア）家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業に共通の上乗せ基準について、ご説明いたします。

初めに、食事の提供についてですが、区分は従うべき基準です。国基準は、外部搬入可となっておりますが、本市基準では外部搬入する場合には、あらかじめ市長との協議を義務づけております。これは、食育を推進するとともに、アレルギー児にきめ細かく対応するためでございまして、先ほど申しました市の保育認可基準においても同様としてございます。

次に、食事の提供にかかわる経過措置についてですが、区分としては従うべき基準となっております。国基準では、食事の提供、調理設備設置、調理員配置に関しまして、経過措置５年を設けております。本市基準では、現に家庭的保育、グループ型保育、小規模保育、または保育ルーム等を実施する者以外は、経過措置を設けないものとするものでございます。これは、認可事業としての保育の質を担保するとともに、現行事業からの円滑な移行を図るため、現に市の助成を受けて事業を実施する事業者のみに経過措置を適用するとしたものでございます。

次に、連携施設に関する経過措置ですが、区分では、従うべき基準となります。国基準では、連携施設を確保しないことを可としており、５年間の経過措置を設けることとなっておりますが、本市基準では、保育内容の支援、集団保育の期間の設定などにつきましては、経過措置を設けないということとするものでございます。これは、認可事業としての保育の質の担保を確保するため、保育内容の支援については経過措置を設けないこととしたものでございます。

次に、非常災害対策ですが、区分は参酌すべき基準となっております。国では、設備設置や災害に対する計画策定、訓練の実施となっておりますが、本市基準では、非常用物資の確保を追加しております。これも、先ほど来からご説明しておりますとおり、全庁的な取り組みといたしまして、福祉施設は全て基準を設けることといたしましたので、同様に基準を設けるものでございます。

最後に参考といたしまして、乳児室の面積を掲載してございます。国基準では、3.3平米となっています。そのため本市の基準で同じでありますことから、

上乗せはしないこととしたものでございます。

次に、（イ）家庭的保育事業で上乗せを実施する基準ですが、項目は保育従事者の要件に従うべき基準になりますが、国基準では家庭的保育者、つまり国では一定の研修を受けたものを保育者として認めております。本市基準では、現在、保育士、看護師、または幼稚園教諭の資格を上乗せしております。これも、本市の保育水準を維持・確保するという観点から、現状と同様の水準を維持するものでございます。

裏に移りまして、（ウ）の小規模保育事業Ａ型及びＢ型を参考に記載しております。Ａ型と申しますのは、保育所などが分園などで実施する形態などを言いまして、保育士が100％になります。Ｂ型は保育ルームなどの認可外が実施する形態を言い、保育士が半分の配置などとなっております。１・２歳児に係る保育士配置では、区分として従うべき基準となっております。国基準では６対１、全体プラス１加配となっておりますことから、本市基準でも上乗せを行わないことといたします。これにつきましては、加配が１プラスされておりますことから、実質５対１を満たしているためでございます。

次に（エ）の小規模保育事業Ｃ型でございます。Ｃ型といいますのは、現行のグループ型保育で実施しておる事業者のことを指しております。保育事業者の要件ですが、区分は従うべき基準であり、国基準では家庭的保育者となっておりますが、市基準では家庭的保育者のうち、１人以上を保育士とするものでございます。これは最大15人の児童の保育を実施するに当たりまして、保育課程を作成する等の知識が求められておりますことから、家庭的保育者のうち１人以上を保育士とするもので、現行の市で実施しているグループ型小規模保育事業にかかわる基準と同様でございます。

次の項目は、定員数に係る経過措置についてですが、区分は従うべき基準です。国基準では６人から15人（５年）、本則になりますと６人から10人となる予定になっております。市の基準では、現にグループ型小規模保育、または小規模保育、保育ルーム等を実施する者以外は、経過措置をなしとするものでございます。これは、現に実施している施設以外の新規で実施する場合につきましては、経過措置を設けないという考え方でございます。

次に、（オ）をご覧ください。事業所内保育を参考として掲載してございます。

項目順に、１、２歳児に係る保育士配置については、区分が従うべき基準で、国基準は６対１、全体で１加配。乳児室・ほふく室の面積。20人以上となりますが、区分は参酌すべき基準。国は乳児室面積を1.65平米としております。保育室・遊戯室の設置ですが、区分は参酌すべき基準、国基準は必置。保育室との兼用可としておりますが、このいずれに対しても、企業が行っている福利厚生事業として実施していることを考慮いたしまして、本市の基準としては、上乗せをしないこととしております。

（２）の運営基準をご覧ください。

千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）です。ここにあります、千葉市特定教育・保育施設といいますのは、新制度において給付を受ける施設を指します。

それでは、まず、連携施設に関する経過措置ですが、区分は従うべき基準で、国基準では地域型保育事業について連携施設を確保しないことを可としており、５年の経過措置としております。本市基準につきましては、保育内容の支援、集団保育との機会の設定などにつきましては、経過措置を設けないとするものです。これは、認可基準と同様の上乗せを行うものでございます。

次に、利用定員数に係る経過措置ですが、区分は従うべき基準です。国基準では、小規模保育所Ｃ型につきましては、６人から15人までとする経過措置を５年、本則では６人から10人以下となります。本市基準では、現にグループ型小規模保育又は保育ルームを実施する者以外につきましては、経過措置を設けないとするものでございます。これも、認可基準と同様の上乗せを行うものでございます。

右の表、（３）放課後児童健全育成事業に関する設備・運営基準について、説明いたします。

初めに、開所時間・日数ですが、区分としては参酌すべき基準です。国基準では、休業日以外１日３時間、１年250日以上としておりますが、本市基準は授業の終了後から午後６時まで。日曜・祝日・12月29日から１月３日以外は開所するものとなっておりますが、これを本市における児童の保護者の就労状況や小学校の終了時刻等を考慮いたしまして上乗せを行うものです。

次の項目、非常災害対策につきましては、区分は参酌すべき基準で、国基準

では、設備設置や災害に対する計画策定、訓練の実施としておりますが、本市基準は、全庁的な取り組みから、全ての福祉施設で同様の基準を設定しておりますことから、上乗せを行うものでございます。

最後に、２のその他（既に制定されている保育所認可基準の改正）でございますが、これは国基準の改正に伴いまして、本市基準も同様に保育所認可基準の一部を改正するものでございますので、後ほどご覧いただければと思います。

最後に３、スケジュールになりますが、平成26年７月10日から８月11日にパブリックコメントを実施いたしまして、８月に社会福祉審議会児童福祉専門分科会におきまして条例案の報告をさせていただき、９月に条例議案の提出、10月に条例の公布、平成27年４月から条例の施行となります。

説明につきましては、以上でございます。

太田会長：　ありがとうございました。

大変幅広く、煩瑣な内容でございましたけれども、大変コンパクトにご説明いただきました。

今回の子ども・子育て支援新制度に伴いまして、千葉市でも関連事業に関しまして基準を設ける必要があるということでございます。全部の事業ではなく、県との兼ね合いもあるようでございます。従うべき基準と参酌すべき基準というのがございまして、もちろん従うべき基準には従うんですけれども、市当局としては、これまでの基準がございまして、それそのものが、もう現行の示された国の基準を上回っているということでございますので、基準を上回る形で、現行の基準をそのまま踏襲、継続するというのが、おおよそのところかなというふうに思いました。一部はさらに上乗せというのがあったと思いますけれども。こんな趣旨というふうに個人的には承りました。

さて、それぞれの委員の方のお立場で、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

かなり専門的な内容ですので、個別事業に関しても、特にこういうのを聞きたいということがおありになれば、そういう質問もお受けしてもよろしいでしょうか。

耳なれない事業もあるかもしれませんので、時間の範囲内にはなりますけれども、具体的にはどうなんだということも含めましてご質問、ご意見をいただ

きたいというふうに思います。いかがでございましょうか。

畠山委員、お願いします。

畠山委員：　まず、第１点は、千葉市議会において、幼稚園型の認定こども園の認可権限を市に移譲するように国へ要望するよう議会で採択されていると。それで、国に対して要望していると思いますが、どのような状況なのか。

それから、現行の国基準を踏まえて条例を制定するようですが、この国基準を上回る上乗せすることによって、どれだけの行政が独自財源を使っているかというのを、やはり明示してほしいと思うんですよね。

昨日の新聞なんかを見ていると、千葉市の小学校の冷暖房に70億円かかるから、小学校はやらないんだみたいな記載がされていますけれども、この保育園のところ、少し国基準と同じくらいにすれば、年間、かなりの財源が出てくるのではないかなと思います。例えば保育園の基準で、国基準が園児６人に１人で、市の基準が園児５人に１人というと、恐らく人件費で何億円かかかっていると思うんですよね。それから、３歳以上の学級編制、これなんかも結構かかっているんじゃないかと思うんですが、諸々を入れると、結構、市が負担してやっていると思います。

それで、私はできるだけ待機児童の多い段階においては参入障壁をできるだけ低くして、国で認められている分くらいのところでいいんではないかなと思う気持ちがあります。それで、できるだけ参入障壁を少なくしておいて、いろんな事業者に待機児童の解消のためにとか、千葉市の質の高い幼児教育のためにやっていくのが適切ではないかと思います。

まず、もっと具体的に言いますと、遊戯室も、保育室の兼用を国基準によって認められることが、なぜ千葉市においては60人以上の保育施設において兼用が認められないのか。

例えば、これをやろうと思うと、事業者は工夫するんですよ、保育室なんかも兼用しながらね。だから、その辺のところが、本当にこれが国基準で議論されていて認められたことが、なぜ、60人未満のみだけにしか認めないのか。

それと２点目は、給食の３歳以上の外部搬入可ということで、あらかじめ市長との協議を義務づけるということですけれども、これは条例で決めるなり、それから施行の細則のようなもので規定しないのですか。今、幼稚園の多くは、

幼稚園給食の弁当を取り入れています。例えば、そういったようなものは、可として、何かそれ以外の例外的な措置について協議するというのならいいですけれども、もう少し例示をしていただけないかなと思います。

それから、幼稚園が認定こども園に移行しようと思うと、なかなか狭い園庭を潰してとか園舎を潰して、そこに給食室をつくるというところも抵抗を感じる幼稚園も多いですし、それから、給食室の設備の補助金もつけておられるんですけれども、その協議の内容について、もう少し具体的に例示をして決めてほしいと思います。

それと、あと小規模保育園のＡ型、Ｂ型について、先ほど私が言っていることと矛盾するかもしれませんけれども、小規模の保育園ほど大変だと思うので、どうしても今の水準を維持するというんであれば、この小規模保育園についても基準を、従来の保育園と同じような上乗せ基準を設けるべきではないかなと思います。

それと、あともう一つ、事業所内保育で、企業がやっているから上乗せしないというんじゃなくて、大企業なんかだったら、これでいいと思うんですけれども、中小企業の病院だとか、社会福祉施設をやっているところとか、できるだけ参入しやすいようなことを考えたほうがいいのではないかと。

大規模な社会福祉法人がやっているようなところは、そんなに上乗せしなくてもいいと思いますけれども、特に小規模とか事業所については、その辺のところは見直したほうがいいんではないかなと思います。

それから、３番目の放課後児童健全育成事業の運営基準についても、なぜ、国基準を上回る日曜・祝日、12月29日から１月３日以外は開所とこういう、細かく規定されるのか。これも事業者が参入しやすいように、今日、私のところの小学校は、日曜参観か何かの代休でみんな休みなんですよね。

だから、こういうふうに規定してしまうと、こういうところは参観日の振りかえで休んだときも、全部やらなきゃいけないようなことになるのではないかなというふうに思ったり、お盆のときには、開けておいてもほとんど子どもがいないようなときに規制するというような、やはり国基準みたいに250日以上のそれぞれのやる施設で、もっと弾力的にできるようにすべきではないかなと。

長くなりましたけれども、以上です。

太田会長：　ありがとうございました。

関連して、ほかにご質問の委員の方、おられますか。

何か関連していることがありましたら、一緒にお願いいたします。

宮元委員：　（３）の放課後児童健全育成についてなんですけれども、現在小学校では、週一回程度ですけれども、放課後こども教室をやっているんですが、これの制度ができると、学校でやっている放課後こども教室が、そちらのほうに移行するのか。意外に、正直な話、学校では負担なので、それでどうなのかなということで。

あと、学校で放課後こども教室をやっていて心配なのは、前任校は、子どもを迎えに来られる保護者のみということだったんですが、今、本校は迎えに来なくてもいいということになっています。６時くらいは、冬になると結構暗くなるんですね。それで、子どもがランドセルを背負って１人で帰っている。それは安全面からどうなのかなというのは、日ごろから感じています。

以上です。

太田会長：　ありがとうございました。

では、ちょっとこの辺にしておきたいと思います。

まず、１点目、幼稚園型のこども園に関して、市と県との兼ね合いというところでしょうかね。

それから二つ目、これは全般にかかることかもしれませんけれども、国基準で上乗せして市のほうで基準を定める、今日ご提案がありました。参入の障壁を低くするために、その辺、ちょっとどうかというご意見がありまして、財政の負担の状況を明らかにすべきではないかというご意見ということでございました。

それから、その参入の障壁を少なくするという意味で、三つ目として遊戯室の兼用の度合いについてご質問がございました。

それから、食育に関して、３歳以上の外部搬入。協議ということですけれども、もうちょっと例示等々の方法について、いかがかというご質問かと思いました。その次も、給食室の補助ということでしょうかね。それから、小規模の保育に関しましても、ご質問、ご意見がございました。

それから７点目は、企業の中の保育ですね。そのことについてもご意見があ

りました。

最後のところでは、放課後の学童に対する、畠山委員さんと、それから宮元委員さんからのご質問があったということでございます。

ちょっと長くなりますけれども、すみません。うまくまとめていただきながら、お願いしたいと思います。

よろしくどうぞ、お願いします。

松尾課長：　初めに、幼稚園型の認定こども園の、県からの移譲の件でございますけれども、これから県との協議を進めていくということにしておりますので、こちらのほうは、これから検討をさせていただくようなことになります。

また、既存の保育園で私どもで独自財源を使用しているわけですけれども、この独自財源のところにつきましても、今現在、補助金の見直し等を含めて実施をしておりますので、今のような形の状況でということは考えておりません。

また、遊戯室は、これまでやはり私どものほうとしましては、小規模保育事業、駅周辺にできるところにつきましては、やはり立地的な要件から遊戯室を設けるということは非常に困難だということで、小規模保育事業につきましては兼用を可としてきましたけれども、60人以上につきましては、現行の水準を維持するということで、わざわざ遊戯室をなくすという必要性もないということから、遊戯室60人以上につきましては、現行で実施している水準を下げないというふうに考えてございます。

３歳以上児の外部搬入の件ですけれども、これは、基本的に現行の幼稚園さんのことを妨げるようなことは考えておりませんで、市としての責任としまして、届け出のような形でどういったアレルギー対策をしているかとか、そういったことを知る条件として考えておるところでございます。

給食室の設備の補助で、これにつきましては３歳未満児を受け入れていただくところにつきましては、給食室の設備というのはつけなければいけないというふうになっておりますので、こちらのほうの補助等につきましては考えております。

それから、小規模保育事業の方ですけれども、こちらの６人から19人、あるいは家庭的保育の事業者につきまして、今、現行でやっている基準で、児童福祉施設ですとか、20人以上の施設ですと、保育所ということで厳しい基準を設

けなければいけないんですけれども、そうでなくて家庭的、ご自宅でやる場合ですとか、そういう時に、余り強い規制をかけることによりまして、逆に事業ができなくなるということで対応しております。その事業の中で企業が行うことに上乗せをしないでいいのかということだったんですけれども、事業所、例えばヤクルトさんですとか、病院ですとか、いろいろな福祉施設であるところに、上乗せで3.3平米ですとかきつい上乗せをいたしますと、今やっている事業所さんも、例えば10人受けられているところを、上乗せしたことによって５人しか受けられないということになると、５人の人はどこに行くのということになってしまいますので、そういったことを逆に今やられている方たちが事業所を閉所しないように上乗せをしないということで考えております。

放課後児童健全育成事業につきましては片桐よりお答えします。

片桐部長：　２点ご質問いただきました。まず、開館の日数について、そして小学校の校長先生のほうから放課後こども教室の連携ということで。

まず、現在の考え方は、基本的には今の枠組みをそのまま踏襲しようというもので、委員のおっしゃった弾力的な運営をするために、250日という設定のほうがいいのではないかというご意見として、承らせていただきます。

それと、２番目の放課後こども教室との連携は、実は先週までやっていました市議会においても、委員がおっしゃったことが実は出ておりまして。私ども、どう答えたかと申しますと、結論としては、これからのマーケットというか市民の方のニーズに的確に対応する必要があるだろうと。その時に、市民の皆様が子どもルームに求めるようなレベルのものが必要なのか、単に子どもを安心して預かってほしいのか。どこまで欲しいのかという市民の方のニーズに対応すべく、向こう３年間、平成29年度までの間で、国もそうですけれども、厚生労働省と文科省との間で連携をしていこうということを、実は私ども、こども未来局と教育委員会のところで連携して、今後の枠組みについて新しい考え方をつくっていこうということで検討を始めますので、もう少しお時間をいただけますでしょうか。

以上でございます。

太田会長：　とりあえずご答弁いただいたわけでございますけれども、畠山委員さんよろしいでしょうか。

畠山委員：　私ばかりしゃべっていてもあれですから、皆さんのご意見を。後でまた、少し。

太田会長：　他の委員の方、いかがでしょうか、関連して。放課後のほうの話も出ましたけれども。

畠山委員：　無ければいいですか。

太田会長：　畠山さん、お願いします。

畠山委員：　さっきの遊戯室のところなんかも、別に既存のところのやつを全部潰すとかということではなくて、新規にやる場合、やってもいいんじゃないかなと。

それから、既存のところなんかも、大規模なところを認めてあげれば、早晩、ここ５年くらいのうちに子どもの数も減ってくるわけですから、暫定的には遊戯室も保育室として利用して、定員を増やして一時的にやるということも可能ではないかなと思いました。

それで、給食についても、保育支援課の方が適切に相談には乗っていただいているんですが、できれば例示なりで外部搬入の千葉市の基準はこうですよと、こういう場合は認めますよというようなことを幾つか例示をしておいていただけると、他の参入しようとする業者も見当がつくと。給食室をつくらなきゃいけないんだったらもう大変だよなと思うのと、今やっている幼稚園給食でもいいんだけど、アレルギーはちゃんと協議する必要がありますよと思うのでは違いますので、何かきちんと例示をしていただけるといいかなというふうに思いました。

それから、上乗せ基準の小規模保育事業のは、私は逆のほうにとっていたんですが、やはり、例えば、こういったところは質の担保というのが本当に必要であるんであれば、この小規模のところにもちゃんと公費を入れてやるべきではないかなと。それとも、そういったところは、やはり保育の質の向上というのは、国でこういうふうに認めている、もう少しいろいろなことを認めているんだから、全体を下げるというのならいいんですけれども、ここだけ切り分けて、小規模だからいいよねというのは、いかがなものかなと思います。

太田会長：　ありがとうございました。

新制度の趣旨は、消費税もアップすることもありますけれども、財源を確保しながら、子どもたちによりいい、それからまた、若い方々が働く行方も含め

まして、いい制度設計をということだと思うんですね。そのために、今、現状で不足している点がありますので、いろんな基準を設けつつ、畠山委員の言葉を借りれば、参入の度合いを高めていくというのが一方でありますけれども、今、いみじくも言われたように質の担保を、どこかでどういう折り合いをつけていくかという、そういうところで、今回の基準かと思います。

したがいまして、今回の条例で一旦踏み切りますと、これで参入も高まってくるとともに、質はどういうふうに担保していくかと。それが必ず、現実問題として伴ってまいりますので。それぞれお感じになっていることが、まだございましたら、どうぞご発言いただきたいというふうに思います。

よろしいでしょうか。

それでは、特にこの場ではご質問、ご意見がございませんようですので、一応、この場での審議は終了させていただきたいというふうに思います。幾つか貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

この基準等に係る条例の制定に当たりましては、この場で出ました意見を十分斟酌し、事務局としてまとめていただきたいというふうに考えております。

今後は、先ほどご説明がありましたように、所定の手続を経たうえでこれが公表されまして、市民の皆様から意見を伺うパブリックコメントも予定されているようでございますので、市民の皆さんの声にも、市としては当然、十分耳を傾けていただきたいというふうに考えます。

また、パブリックコメントを経まして、最終案として策定されたものにつきましては、先ほどご案内にありましたように、８月下旬に予定されております本審議会におきまして報告されるということでございますので、その間、期間が余りなくて大変でございますけれども、円滑な手続等々をよろしくお願いいたしたいと存じます。

それでは、議題（２）のほうは終了させていただきまして、引き続き議題（３）に移りたいと存じます。

傍聴者の方につきましては、恐れ入りますが、ここでご退席いただきたいと思います。

次第４のその他につきましては、再度公開となります。

議題　（３）里親認定の適否について【非公開】

その他

太田会長：　それでは、引き続きその他の議題に移りますが、傍聴の方は、居られますでしょうか。

それでは、傍聴の方は居られないようですので、そのまま進めさせていただきます。

事務局から、その他に関しまして連絡等ございますでしょうか。お願いいたします。

植草課長：　こども企画課でございます。

私から、当分科会の今後の予定につきまして、ご説明させていただきます。

次回の分科会でございます。８月下旬を予定しております。議題といたしましては、本日ご審議いただきました、子ども・子育て支援新制度における認可基準、運営基準等に係る条例案について、パブリックコメントを実施し、市民の皆様のご意見を反映させた条例について、ご報告をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

太田会長：　ありがとうございました。

委員の皆様から、この分科会は、余り頻回に開かれるわけではなく、８月に次はありますけども。もし、何かご意見がございましたら。ご発言ございますでしょうか。

それでは、ご意見、ご質問ないようでございますので、予定していた議題は以上で終了となります。

委員の皆様のおかげをもちまして、予定どおり順調に議事を進めることができました。ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

司　　会：　それでは、以上をもちまして、平成26年度第１回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を閉会いたします。

なお、本日お配りいたしました資料、里親の資料につきましては、回収させていただきますので、机の上に置いたままお帰りいただくようお願いいたします。

それでは、委員の皆様方、本日は大変ありがとうございました。

以上